平成２８年（再ロ）第３号
鹿児島県鹿児島市宇宿４丁目８番12号
再生債務者　永井　洋臣
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年２月24日まで
平成29年１月27日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２８年（再ロ）第６号
鹿児島県鹿児島市平川町640番地３
再生債務者　山口貴巳彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成29年２月24日まで
平成29年１月27日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第７号
沖縄県浦添市字港川310番地45
再生債務者　與座　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年１月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月26日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（再ロ）第１００３４号
東京都荒川区東尾久４―12―19
再生債務者　桑野　範久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１号
滋賀県長浜市十里町265番地13
再生債務者　福宮　徹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年１月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月27日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しており、乙の株主総会の承認決議は平成二十九年二月二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十九年三月七日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.hitachi-metals.co.jp/corp/gaiyou/ibarakitech.html
（乙）http://www.hitachi-cable.co.jp/gaiyou/kessanhmw.htm
平成二十九年二月六日
茨城県日立市日高町五丁目一番１号
（甲）株式会社茨城テクノス
代表取締役　中谷　渉
茨城県日立市川尻町四丁目一〇番一号
（乙）日立マグネットワイヤ株式会社
代表取締役　栗山　勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年四月一日であり、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十日
掲載頁　五十六頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月二十日
掲載頁　四十八頁（号外第一六〇号）
平成二十九年二月六日
東京都渋谷区桜丘町二四番四号
（甲）東急リバブルスタッフ株式会社
代表取締役　馬籠　一暢
大阪市中央区南船場四丁目四番三号
（乙）エル・スタッフ株式会社
代表取締役　太田　陽一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十九年二月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.mjretail.co.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十月二十八日
掲載頁　八十頁（号外第二四〇号）
平成二十九年二月六日
東京都港区台場一丁目七番１号
（甲）三菱地所リテールマネジメント株式会社
代表取締役　古草　靖久
福岡市中央区天神一丁目七番一一号
（乙）株式会社イムズ
代表取締役　水村　慎也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月二十九日
掲載頁　一四四頁（号外第一六九号）
平成二十九年二月六日
東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号
（甲）ユナイテッド株式会社
代表取締役　早川　与規
東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号
（乙）ユナイテッド・ドライブ株式会社
代表取締役　藤澤　陽三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙、丙、丁及び戊は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙、丙、丁及び戊の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月三十日
掲載頁　二九八頁（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十一日
掲載頁　九十三頁（号外第一三七号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十九日
掲載頁　二二一頁（号外第一四四号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十七日
掲載頁　一四三頁（号外第一四一号）
（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十八日
掲載頁　六十六頁（号外第一四二号）
平成二十九年二月六日
東京都港区芝二丁目一一番一一号
（甲）株式会社アライドマテリアル
代表取締役　北川　信行
兵庫県加東市河高一八一六番地一七四
（乙）株式会社アライドダイヤモンド
代表取締役　白石　順一
兵庫県洲本市由良町由良六二八番地
（丙）アワジダイヤモンド工業株式会社
代表取締役　白石　順一
富山県富山市岩瀬古志町二番地
（丁）株式会社アライドタングステン
代表取締役　浅田　信昭
山形県酒田市十里塚字村東山三九八番一六
（戊）株式会社アライドテック
代表取締役　安部　誘岳